

水質採水作業共通仕様書（案）

第1条 適用範囲

- 1 この共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、沖縄県土木建築部の実施する水質採水作業の一般的仕様を示すもので、これによりがたい場合又はこれに記載のないもの等については、特記仕様書によるものとする。
- 2 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条 用語の定義

監督職員、指示、承諾、協議、技術者とは次の定義による。

- 1 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- 2 指示とは、発注者側の発議により監督職員が請負者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 3 承諾とは、請負者側の発議により請負者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- 4 協議とは、監督職員と請負者が対等の立場で合議することをいう。
- 5 技術者とは、請負者が契約担当官等に届出た技術者をいう。

第3条 作業計画

- 1 請負者は作業を実施するにあたって、予め作業計画を立て監督職員に提出しなければならない。
- 2 作業計画に変更が生じた場合は、その都度監督職員に報告しなければならない。

第4条 支給材料及び貸与品

請負者は支給材料及び貸与品について、その受払いを明らかにしておかなければならない。

第5条 作業の実施

- 1 請負者は契約書、設計図書に基づき監督職員の指示を受け、誠実かつ正確に実施しなければならない。
- 2 本作業は、「建設省河川砂防技術基準（案）調査編第14章」及び「多目的堰水質調査要領」「ダム貯水池水質調査要領」に準拠し実施するものとする。
- 3 作業実施に先立って周辺の交通状態、河川状況等を充分把握し実施しなければならない。

第6条 作業の確認

採水作業実施にあたっては監督職員の立会のもとに実施することを原則とする。

第7条 作業管理

- 1 請負者は作業実施にあたり関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。
- 2 請負者は採水作業を実施するにあたり水陸交通の妨害又は公衆に迷惑をおよぼさないよう努めなければならない。

第8条 試料の保管及び引渡し

- 1 採水された試料については定められた方法により善良なる保管を行わなければならない。
- 2 分析機関への引渡しにあたっては、必要に応じて採水時の状況が説明できるよう記録しておかなければならない。

第9条 検査

請負者は、既済部分検査及び完成検査を受ける場合には予め成果品及び関係資料等を整備し、技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

第10条 成果品

成果品は、特記仕様書の定めるところにより提出するものとする。

第11条 協議等

請負者は、作業実施にあたり疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ監督職員の指示に従うものとする。

第12条 その他

請負者は、作業実施において不測の事態が発生した場合は、遅滞なく監督職員に連絡を行いその指示に従わなければならない。